

岩手県告示第510号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、次の法人を特定地域づくり事業協同組合として認定した。

令和5年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 おおつち百年之業協同組合
- 2 住所 上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4
- 3 代表者の氏名 佐々木 重吾
- 4 事務所の名称 おおつち百年之業協同組合
- 5 事務所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第27地割3番地4
- 6 地区 上閉伊郡大槌町全域
- 7 事業 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- 8 有効期間満了の日 令和15年10月23日
- 9 職員を地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲 なし
- 10 認定の条件 なし